

調停委員会は、当事者双方の主張及び意見等を聴き、事実の調査をした上、調停案を作成し、調停を進めたところ、当事者双方は調停案を受諾し、次の調停条項記載のとおり合意が成立した。

調 停 条 項

- 1 申請人及び被申請人は、次の事項について、認めるものとする。
 - (1) 申請人は、プルーム・パフモデルによる NO_2 の予測方法を横浜環状南線の環境影響評価の大気汚染予測について適用したことを認める。
 - (2) 被申請人は、被申請人の平成 25 年 10 月 31 日付公田換気所における NO_2 の最大濃度と出現地点のコンター図に拡散係数などの入力に誤りがあり、その結果、環境基準に比べて微小な値であるが、差異が生じたことを認める。
- 2 被申請人は、次の事項について、最善を尽くすこととする。
 - (1) 被申請人は、環境影響評価の大気汚染予測の方法について、科学的知見に基づき最適な予測方法を用いるものとする。
 - (2) 環境影響評価の大気汚染予測結果について
 - ① 被申請人は、情報の開示に努めるものとする。
 - ② 被申請人は、品質管理の徹底に努めるものとする。

以上

本調書は、申請人及び被申請人が、それぞれ、その記載に相違がないことを承認して、署名押印した。

なお、調停調書原本は、神奈川県公害審査会が保管し、当事者は謄本各 1 通を保有するものとする。

平成29年 2月20日

神奈川県公害審査会 平成23年(調)第2号事件調停委員会

調停委員長 牧 浦 義 孝 

調停委員 大 島 正 寿 

調停委員 藤 井 修 二 

申請人 比 留 間 哲 史 

申請人 長 石 川 誠 

申請人 柴 田 哲 夫 

申請人 田 中 克 己 

被申請人代理人 国土交通省 関東地方整備局 道路部 路政課長

原 修 

被申請人代理人 国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所 計画課長

本村 信一郎 

被申請人代理人 東日本高速道路株式会社 関東支社 総合企画部 総務課長

栗田 敏美 

被申請人代理人 東日本高速道路株式会社 関東支社 横浜工事事務所 環境技術課長

小島 崇幸 

これは、謄本である。

平成 29 年 2 月 27 日

神奈川県環境農政局環境部大気水質課長